江南広報

発行所　江南村役場
電話（21）—2302
発行人　杉田武喜
印刷所　秀英舎印刷

住民登録による人口のうごき
（42.12.1）

人口	7,820
男	3,912
女	3,908
世帯数	1,559

賀正

一月のメモ

一日　元旦
四日　官庁ご用始め
七日　七くさ
八日　小・中学校始業式
十五日　成人の日
二十一日　大寒

年頭のあいさつ

村長　杉田武喜

皆さま、あけましておめでとうございます。

皆さまがたには、さだめし一家こぞってご壮健で新年を迎えられたことでしょう。昨年中はひとかたならぬご支援とご協力を賜わりました。おかげをもちまして村内外を通じてことのほかおだやかに進み、事業実施にあたりましては議会、区長会をはじめすべての委員会の皆さまの絶大なご尽力と、これに対し村全体のかたがたのご協力とによって、おおむね順調に進められてまいりました。

これこそ村の発展を招来する最大の根源でありますとともに、住民福祉向上のためにご同慶に堪えません。

さて、昭和四十二年度を振り返ってみますと、同年度中実施を計画した産業振興、道路新設改良、教育施設拡充、消防施設の拡充等についてはすべて完了ないし着工の運びとなり、きたる三月の年度末までには、いっさいを完了できる状態であります。

そこで、別の面すなわち、住民の福祉を増進しお互いの生活向上のためには、まず産業の振興によらなければならないことは申すまでもないことです。養蚕経営については生産量において平年に比しかなりの伸びを示し、かつまた現金収入額については価格は予想どおり高価を示し、農家収入の増大を招来できましたことはよろこばしいことでしたが、主要食糧である米麦については特に米の減産をきたし、農家の打撃は少なからぬものがあり、今後この原因を究明して再び本年の状況を繰り返さない施策を打ちたてなければならないと思われます。

また、かねて広報で概説のかたちでお知らせしてありますように江南村振興五カ年計画の中で、昭和四十三年度事業として、教育施設拡充のため南小学校屋内体育館の建設、その他産業振興のため農業構造改善事業第一年度にあたり小江川および須賀広地内の基盤整備事業の施行、ならびに蔬菜、果実、養蚕、その他の増産計画、用排水路、農道の整備事業、土木関係については樋春—押切地内荒川堤防下段村道の舗装、および御正新田・成沢の一部を通ずる特別補助村道改良事業の継続施工、ならびに板井地内療養所線村道の舗装工事の継続施工等、次いで県道舗装希望として国および県に陳情中のものは、熊谷—富田線の全線舗装をはじめとし、熊谷—小川間の残存部分、深谷—東松山線の重要部位の舗装、さらに熊谷—玉川線の舗装延長を陳情しておりますから、立正大学前から持の橋までの間も前記県道と同様是が非でもという言葉どおり進めてゆき、早期実現を望んでおります。

また、本年は社会教育の拡充のため社会教育委員をはじめ、各種団体の活動促進の方策も進めてゆきたいと考えております。

お互いに彼我の別なく住みよい村づくりを進めようとする場合、やりたいことはわたくしも皆さま同様たくさんありますが、まず健全財政を守り抜くことを第一義とし、努力によって国および県の補助を獲得し、住民の想いを我がものとして世論に訴えて、より善政をもたらすため粉骨砕身、いっさいの機関団体と緊密に連絡し、住民に密着した村政たらしめる覚悟でありますから、よりいっそうのご支援とご協力のほどをお願い申し上げ、末筆ながら村内全体のかたがたのご健康とご多幸ならんことをお祈りいたしまして、年頭のごあいさつといたします。

決意を新たに

議長　馬場一衛

皆さん、明けましておめでとうございます。

ふるい年を送り新しい年をむかえますことは、若い人にとっても年よりにとっても、なんとなくおめでたい気分のするものです。

「門松やめいどの旅の一里塚、めでたくもあり、めでたくもなし」

人間年をとってまいりますと、お正月の感想もこのように淡々としてきます。最近こそ人間の寿命も平均してずっと伸びてきておりますが、本当は人生というものはわずか五十年から、長くて百年までの旅路であります。

一日の中に朝があり、夜があるように、一年の中に正月があり歳末があることは、人生逆算して二万日の行程に変化あり趣向あるうえにおいて、大変役立つものです

そこでわたくしたちは、年頭に際して一カ年を意義多く過したかを反省しなければならぬでしょうそれと同時に今年一年は何を計画し、何を実行すべきかを考えねばならないでしょう。そして少しでも前の年よりも意義ある行きかたを怠ってはならないのであります

すなわち、万事がすべて新しくなって周囲の気分がなんとなく改っているから、心の改造に着手するのに、もっともふさわしい時であるということができるのです。

昔から一年の計は元旦にありといわれているゆえんであります。ですから帝に創造的意欲をもって前進しなければならないわけです

村政の面におきましても、村民皆さまのご協力により着々この成果をあげつつあります。まず民心の安定でございますが、村民のただ一人のかたにも善意の面におきましては不平不満はおこらないように日夜努力し、心がけてゆかなければならないと存じます。

いいかえれば、おのおのの人の心に安心と満足をあたえることであります。この精神的な心のささえこそ一番重要なことでありまして、高速度政治論議をして大言壮語するよりも、この一点こそ自治の根本であり原理であると考えられます。

村内発展の総合施策もすべてこれを基本にして策定せられ、計画されたものであります。道路整備農業構造改善事業、学校建築、教育施設の拡充等今後年次を追って実行にうつすわけであります。

これら諸産業は、何といたしましても村民の皆さまがたのご協力がなければなしとげられません。議長を中心として議会は、各位のご期待にそいたいと念願しております。輝かしき新春を迎え、決意を新たにして前進して行く考えであります。

村民の皆さまがたにおかれましては帝に議会に対しましてご叱正とべんたつをお願いいたしますおわりに各位のご健康を心からお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

昭和四十三年元旦

新年への期待

教育委員長　塚田永憲

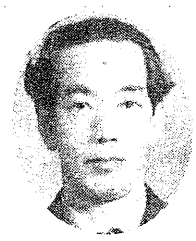

明けましておめでとうございます。

昭和四十三年の新春を迎え、皆さまのご健康とご多幸を心からおよろこび申しあげます。

昨年は、埼玉国体独壇場の感がありました。老いも若きも、幼き者も、スポーツに情熱を燃やした輝かしい国体の展開は、今もなおわたくしたちの目のまえに映ってまいります。

前奏曲であった国体旗リレーも本村通過の際は、村民全体の行事として成功裡に終わることができました。この熱意を忘れずに、本年も更にスポーツへの関心を高めますます体育の向上に努力いたしましょう。

〃健全なる精神は、健全なる身体にやどる〃と申します。

社会教育の重要課題である青少年の不良化防止も、ここにおのずからひらかれてくることと信じてやみません。

一方、学校教育については、中学校運動具室、並びに更衣室の建築は、関係各位のご尽力により、予期せぬ短期間で、昨年八月完成いたしました。既に生徒たちに使用されております。

今年こそは、念願の南小学校の体育館建築、更には北小学校の校舎改築、小中学校にわたる特殊学級の開設等々、心魂をかたむけた

母子健康センターを建設

—4月1日に開所—

このたび、村では母子の保健衛生向上のため役場敷地内に、母子健康センターを建設いたします。

母子健康センターは、妊産婦、乳幼児の健康を管理するための指導センターとして講習室、指導室診察室、分娩室、産婦室などからなり、母子に関する限りなんでも相談に応じられるものです。

十一月一日より工事にかかり、三月十五日にしゅん工の予定で、四月一日より開所の予定です。

建設の予算は合計で九百十五万円です。建物は木造、平屋、亜鉛葺、面積二六七平方㍍（八〇・七五坪）です。

開所後は、皆さんのご利用を希望いたします。

成人式のお知らせ

新らしく成人になられた二百有余のかたがたの前途を祝して、村主催による成人式を、一月十五日午前十時から江南中学校体育館において挙行いたします。

該当されるかたは、昭和一千二年四月一日から昭和一千三年四月一日までに生まれたかたですから多数のご参加をお願いいたします

農業委員会委員きまる

十一月三十一日任期満了にともなう江南村農業委員会委員一般選挙は、選挙法によって十一月十日告示され十一月十七日無投票により次のかたがたが当選されました

委員（定数十五人）

上杉茂三郎	（四六）現	野原	岡田五五郎（五三）現
福田秀文	（四三）新	関口栄吉	（五〇）新
小島芳房	（四三）新	大島房太郎	（六五）元
千代	須賀広	成沢	小江川
樋春北	塩	上新田	柴
上押切	笠原政治	高田忠三郎	（五二）現
寺山定吉	（五四）新	舟橋近義	（四九）新
鹿庭充永	（五一）元	広沢定吉	（六九）新
福田秀治	（五一）新	柴五三郎	（六三）現
板井	御正新田	下押切	樋春南

野球に江南村初優勝

—大里郡球技大会—

大里郡体育協会主催による第十回町村対抗球技大会は、十一月十二日午前八時より、花園村小、中学校において野球、女子バレーボール、卓球が行なわれ、熱戦の結果、江南村は野球において、一回戦に妻沼町、準決勝に花園村をそれぞれ破り、決勝戦において岡部村を下し初優勝いたしました。

江南村メンバー

監督	福田哲夫	役場
投手	馬場正美	樋春
〃	小板弘	須賀広
〃	宮本健司	片山鉄工
補手	中島一夫	御正新田
内野手	武政和義	〃
〃	福田征芳	役場
〃	吉沢朝光	須賀広
外野手	小島馨一郎	樋春
〃	高橋貞夫	須賀広
〃	松下光一	片山鉄工
〃	永田三千里	役場
〃	中村雅夫	〃
〃	日野兵	片山鉄工

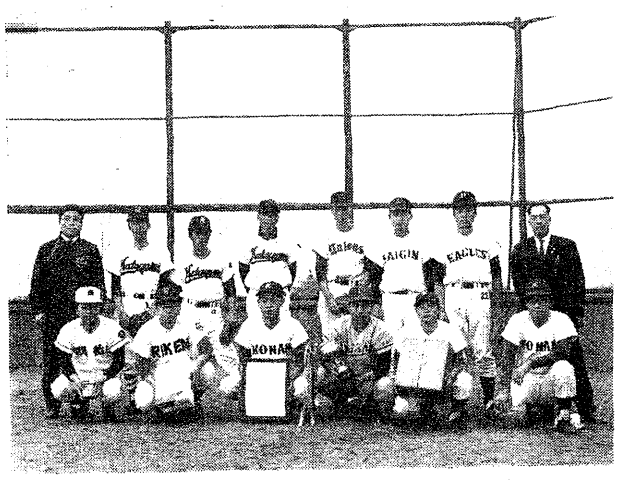

（優勝した江南村チーム）

歳末助け合いありがとう

例年みなさんにご協力いただいている歳末たすけ合い運動については、おかげをもちまして左記のとおりの募金が集まりました。

村の社会福祉協議会では、この皆さんのご厚意を早速品物に代えて、村内の恵まれない家庭や、本村から福祉施設に入っている不幸な児童や老人に、希望のある明るいお正月を迎えていただくよう、真心のこもった暖かい贈物としてさしあげました。

募金額

成沢	八、七五〇円
三本	五、五五〇円
上新田	二、六〇〇円
上押切	四、三五〇円
下押切	三、〇〇〇円
樋春北	四、三五〇円
樋春南	二、五〇〇円
御正新田	一〇、〇七〇円
須賀広	四、一八六円
野原	三、一五〇円
小江川	八、六五〇円
塩	三、二五〇円
坂井	四、四五〇円
柴	九〇〇円
千代	二、一五〇円
試験場	八五〇円
療養所	五〇〇円
役場職員	五、四二八円
合計	七四、六九四円

火の用心をもう一度

わが家の火の元をもう一度点検しましょう。

夜おそくまで起きている受験生の家は、ぜひ見廻ってあげてください。うたたねしているうちにガス中毒死したり、石油ストーブを足でけり倒して火災をおこす例があります。

炭火やたき火で炊事をする家庭では、残り火を完全に消して、さらに寝る前に点検しましょう。ガスやプロパンを使用する家庭では元せんをしっかり止めておきましょう。

こたつ、あんかの火の不注意がみんな火災の原因になるのです。

火の用心をもう一度、しっかり心にとめておきましょう。

消防の威力を発揮

火災期を前に　点検行なわる

秋の全国いっせい火災予防運動の初日にあたる十一月二十六日、午前八時三十分から昭和四十二年度の江南村消防点検が江南中学校校庭で実施されました。

当日は天候に恵まれ、議会議員区長多数の来賓も出席され、点検官杉田村長により、長倉団長の出動人員報告、閲兵、分列行進、服装、機械器具の点検、ポンプ操法小隊教練、いっせい放水が実施されました。

中学校プールでのいっせい放水は、消防ポンプ自動車、可搬動力ポンプの順序で行なわれ、本年度購入された最新鋭のポンプ自動車を中心に、三台のポンプ自動車と十三台の可搬動力ポンプのいっせい放水は、本村消防の威力をじゅうぶんに発揮いたしました。

ついで点検官の講評、優良団員の表彰があり、午前十一時三十分終了いたしました。

また、昭和四十二年度埼玉県消防協会熊谷支部の特別連合点検は十二月一日、熊谷市富士見中学校校庭で、熊谷市消防団、消防署、江南、大里支消防団が参加し、団員六百名、車輌二十九台が出動して実施されました。

村ならびに連合点検における表彰を受けた優良団員、功労者はつぎのかたがたです。

埼玉県消防協会表彰

◎三等功労章

牛山義秋、小林清、高橋和夫、橋本利夫

◎技能章　小林清

◎消防功労者

馬場一衛、小久保忠良

◎永年勤続章

牛山義秋ほか五名

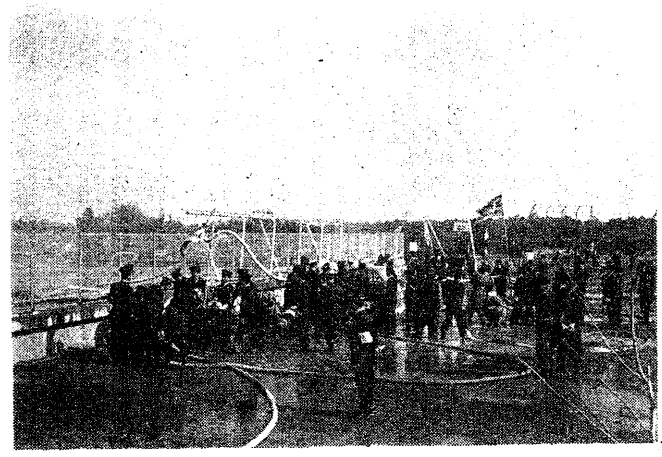

（江南中学校プールでのいっせい放水）

◎火災予防成績優秀者

関口久平ほか十二名

熊谷支部表彰

◎特別功労章　持田一芳

◎一等功労章

坂田稔、寺山和雄、鈴木利一、宅森梅次、広沢光一郎

◎二等功労章

水野一作、中島正己、大場正己、新井隆、小川恵男、野沢一夫、馬場伸一、堀喜芳

◎三等功労章

若林次男、寺山豊久、福田正一、持田健夫、新井一男、奥野市男、福田重夫、富田保一、野沢弘、吉田利次、岡田安雄、橋本松良、小林晴夫、宇治川仁一郎、吉田恵

岡部憲

江南村表彰

◎優良団員

岡部清、加藤定夫、関口正和、坂田幸三、田中晃介、大塚勝一、福田二正、水野松茂、坂田貞、篠田静夫、新井金治、笠原隆、永倉工、新井信幸、笠原弘行、柴田清、中島伊三、吉野義男、田中弘、飯島貞男、鈴木啓史、松本稔夫、吉田元重、高橋竹雄、柳沢清、茂木利一、橋本三代治、橋本政市、持田昭治、坂田文夫

◎一般消防協力者　小林嘉一

住民基本台帳制度

諸届けが一本化される

これまでの住民登録法に変わり、住民基本台帳法という新しい法律が、さる十一月十日より実施されております。

この制度は……今までの市町村行政の基礎ともいうべき住民の居住関係を記録する各種台帳、およびそのためにする届け出がその行政事務ごとに個々に行なわれていたため、住民の利便という点からも、行政事務の近代化、能率化、という見地からも改善されなければならなかったわけで、このような点の改善統一を図ったものがこの制度なのです。

これにより、お米の配給や国民健康保険、国民年金の加入、脱退、選挙権などの届け出がつぎの届け出とあわせて、一度にすむようになりました。

転出届

江南村から他の市町村に住所を変えるとき。

転居届

江南村内で住居を変えたとき。

世帯変更届

世帯の分離や世帯主に変更のあったとき。

これらの場合は、必ず十四日以内に役場に届け出てください。

この期間内に届け出をしませんと、国民健康保険が利用できなかったり、期日によっては選挙権を得るのがおくれるなど、何かとご迷惑をおかけすることになります。また二千円以下の過料に処せられることがありますので、とくにご注意ください。

届け出は、本人が役場へきてすることになっておりますが、やむを得ない事情でこられないときは、世帯主が届け出をしなければなりません。

届け出には次のものが必要です。

印鑑・配給を受けているかたは米穀類購入通帳・国民健康保険に加入しているかたは被保険者証・国民年金を受けているかたは年金証書を……また、母子手帳をお持ちのかたはその手帳などが必要になります。

この制度は十一月十日から施行されましたが、台帳整備は昭和四十四年三月三十一日までに完了するよう法律できめられております。

役場では今、住民基本台帳の作成を進めております。

台帳が完成されますと、前記のほかに学校の入学通知、予防接種、村民税の課税などの基礎となります。

住民の権利義務につながるものですから、必ず届け出をしてください。

台帳完成まで、しばらくは一本化を完全に行なうことはできませんので、ご迷惑をおかけすると思われますがご協力ください。

ウルトラ級の大豊作へ

今年の稲作計画はこうして

輝かしい新春を迎え、おめでとうございます。

〝一年の計は元旦にあり〟といわれておるとおり、今年の農業経営に対し、新たな計画が検討されていることと思います。

昨年の稲作は、全国的にみてウルトラ級の大豊作ということで、三十一道県が記録を更新し、北は北海道から南は九州鹿児島まで、水稲作を中心に豊作景気が吹きまくり、話題が豊作という二字にしぼられた感じでした。

それにもかかわらず埼玉県の稲作、江南村の稲作はいかがだったでしょうか？　空中散布前にウンカ類の被害もかなり発生し、平年作、否、それ以下というところがかなり多くあったように見聞きしています。

このような事態に対し、われわれも原因を深く追求し、また反省し、計画を新たにし、江南地域の水稲増収に努力いたす覚悟でおります。だが、笛吹けど踊らずの諺がありますが、要は農家の皆さんがたの自覚と努力を待つよりほかに、増収への近道はあり得ません。

その自覚と努力こそ大切であり、一日も早く目覚めて努力されることを願ってやまない次第であります。

そこで「今年こそは豊作へ成功させよう」を合言葉に、次の点にじゅう分注意されて、自らの手で豊作を迎えるよう切望する次第です。

一、土つくり

最近は無窒化が深刻となり堆肥の施用がまったくなされていない。そのため、水田が急テンポで老令化してしまった。これらの老朽化した水田を若がえらせ、水稲収量を高めて行くために、BMようりん等を十アールあたり四〇～六〇キロ㌔、硅カルを九〇～一二〇キロ㌔を毎年施用する。

二、栽植時期を早め、栽植密度を高める

養蚕などの関係もあるが、できる限り田植えを早くするとともに三・三平方㍍（一坪）七十二株以上を植えるようにして、早い時期に穂数の確保をはかり、八月の晴天の多い時期に開花授精をおわるようにする。

三、病虫害の防除

空中散布に頼りすぎている傾向が非常に強い、重点防除時期に二回空中散布を行なっているが、これだけでは充分でないので各自散布するようにする。ことに苗代末期、出穂前後の薬剤散布を徹底し稔実を助長させる。

四、施用方法を改める

従来どおりの元肥主義では増収は望めないし、また不安定な方法で多用すれば倒伏するし、少なければできが悪いことになる。そこで出穂前二十五日～十八日頃に穂肥を与え、出穂直後に実肥を施すようにし、稔実を良くする。

五、水のかけ引き

除草剤の普及により、田植後かなり長いあいだ深水している人が多いが、除草剤散布後もできる限り浅水として、水温、地温を高め早期に分けつするようにする。

また、幼穂ができてからは間断灌水して、根腐れを防止して稔実をよくする。

（江南村村担当普及員　久保）

福祉年金額あがる

―一月分から実施―

福祉年金には、老令、障害、母子、準母子福祉年金の四種類ありますが、昭和四十三年一月から次のように引き上げられます。

この年金額の引き上げは、昭和三十四年この制度が発足してから四回目のものですが、これからも物価の上昇その他を考慮して、だんだんと引き上げられてゆきます。

福祉年金は、全額国の費用によって支給しますので、ある程度のとりのあるかたがたには、本人、扶養義務者などの所得による支給制限があります。

しかし、これらのことも次第に緩和され、より多くのかたがたに支給されるようになってゆきます。

福祉年金の種類	四十三年一月からの年金額 年額	月額	現在 年額	月額
老令	一九、二〇〇	一、六〇〇	一八、〇〇〇	一、五〇〇
障害	三〇、〇〇〇	二、五〇〇	二六、四〇〇	二、二〇〇
母子	二四、〇〇〇	二、二〇〇	二〇、四〇〇	一、七〇〇
準母子	二四、〇〇〇	二、二〇〇	二〇、四〇〇	一、七〇〇

道路改良　二路線の工事はじまる

村道特別補助の通学道路を改良

中学校前より大字成沢静簡院裏に通る村道が、国の特別補助事業として道路改良工事が施工されることになりました。

業者は入札の結果、阪東建設興業株式会社に落札となり、工事を施工いたします。

工事内容は、中学校前より六本辻までの改良延長三八〇㍍、巾員五・五㍍、工事費九十五万円は村単事業として行ない、六本辻より静簡院裏にいたる区間の改良延長八七〇㍍、巾員五・五㍍、工事費二百十五万円は国庫補助事業として行ない、本年二月中に完成の予定です。

荒川石岸堤防下段の兼用道路を改良

長い間要望されておりました樋春裏より押切に通る荒川石岸堤防下段の兼用道路が、このたび建設省より認可されましたので、道路改良工事に着工のはこびとなりました。

この工事は株式会社小林組により十二月着手いたしましたが延長二、四五六㍍、巾員五・五㍍で、予算額七百万円で行なわれ、本年三月三十一日には完成の予定です。

着々進む県道舗装工事

県道富田―熊谷線中成沢地内の舗装工事が、事業費二百万円で施工されることになりました。

共同募金のお礼

さる十月、共同募金の実施にあたり皆さんよりご協力を賜わりありがとうございました。

この共同募金につきましては、種々この使途につき新聞その他で報道され、ご協力いただくにいたしましても苦慮しておりましたが皆さまがたのご理解により、左のとおり終了できましたので、厚くお礼申し上げるとともにご報告いたします。

今後とも、社会福祉事業にご理解とご協力をお願い申し上げます

昭和四十二年度共同募金結果報告

字名	募金額
成沢	一四、六一〇円
三本	一一、〇一〇円
上新田	五、一七〇円
上押切	七、七九五円
下押切	五、八五〇円
樋春北	八、八一〇円
樋春南	四、七九〇円
御正新田	一五、四五〇円
須賀広	五、八八〇円
野原	一〇、〇〇八円
小江川	一四、三〇〇円
塩	四、二五〇円
板井	一〇、五二〇円
柴	一、七五〇円
千代	四、二五〇円
試験場	九〇〇円
療養所	一、一五〇円
合計	一二六、四九二円

スキー講習会

スキー講習会を本年も左記のとおり行ないます。希望者は体育協会役員に申し込んでください。

期日　一月十、十一日

場所　苗場国際スキー場

申し込み期日

一月十一日～二十日まで

細部については体協役員または教育委員会におたずねください。

配給米の種類と値段がかわりました

いままでの配給米は、上米、並米、徳用米の三種類でしたが、十月一日から内地米、徳用上米、徳用米とかわり、一人一カ月十キログラムの配給枠も、内地米と徳用上米で十キログラムとなり、徳用米は希望に応じて配給することとなり、配給の枠からはずされました。

こうした改正によって、配給の必要量のほとんどが内地米でまかなえるようになるため、お米の質はかなり向上することになります。

× × ×

○　配給米は現金で買いましょう

○　配給のつど販売伝票を受け取りましょう。

○　配給米の品質や値段についてのご相談は、県農政課、市町村配給係または、配給米相談所にお申し出ください。

（埼玉県米穀配給改善協会）

◎配給米の種類と値段（昭和四十二年十月一日改正）

種類	充当米穀	価格
内地米	内地の一等・二等・三等四等	はだか　十キロ㌔　一、三五五円
徳用上米	水稲五等・韓国米・しゃおちゃん米・加州米	はだか　十キロ㌔　一、一八〇円
徳用米	内地等外米・陸稲米・常熟米・台湾米・スペイン米・南部米	はだか　十キロ㌔　九七〇円

引揚者に特別交付金

―受け付け事務を開始―

「引揚者などに対する特別交付金の支給に関する法律」がさる八月一日に施行されました。

この特別交付金は、外地に生活の本拠を引き続き一年以上もっていたかたが、終戦等のやむを得ない理由により本邦に引き揚げることとなったために、外地にあった財産の喪失のみならず、生活利益その他の生活に根ざすすべてのものを失った打撃に報いるという趣旨で支給されるものです。

特別交付金の支給を受けられるのは、引き揚げ者、引き揚げ後死亡したかたの遺族および引き揚げ前死亡者の遺族です。

支給を受けることのできるかた

① 外地に終戦日まで生活の本拠をもっていて、同日以後引き揚げた者。

② ソ連の参戦により生活の本拠があった樺太、千島、華北、内蒙満州、関東州、朝鮮等から昭和二十年八月九日以後終戦日前に引き揚げた者。

③ 南洋群島に昭和十八年十月一日まで生活の本拠をもっていて終戦日前に引き上げた者

④ フィリピン諸島に開戦日（昭和十六年十二月八日）まで生活の本拠があり昭和十九年七月一日以後終戦日前に引き揚げた者

これらの引揚者およびその者が死亡している場合は、死亡者の当時の配偶者、子、父母、孫の親族関係にある遺族またはそれぞれの地域別に定める基準日時点に生活の本拠を有していた者で引き揚げをはたすまえに外地で死亡したもの前記の身分関係にある遺族です。

なお、以上の要件に該当する引揚者が死亡し、まだ請求をしていなかった場合には、その引揚者の民法上の相続人が請求をすることができます。

請求の方法

引揚者、遺族とも、特別交付金請求書に引揚者または死亡者の外地における居住の状況、引き揚げの状況等に関する申し立て書をはじめ、その申し立ての裏付けとなる資料、証拠証明、その他昭和四十二年八月一日現在の戸籍または住民票の謄（抄）本、印鑑等届け出書類をつけて、居住地の市町村長に提出することになっています。

なお、用紙は用意してありますからくわしくは役場厚生課におたずねください。